特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案要綱

第一　目的

この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めることにより、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二　定義

一　この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして次に掲げるものをいうものとすること。

１　国立研究開発法人物質・材料研究機構
２　国立研究開発法人理化学研究所
３　国立研究開発法人産業技術総合研究所

二　この法律において「研究開発」とは、科学技術に関する試験、研究又は開発をいうものとすること。

三　この法律において「研究開発等」とは、研究開発並びにその成果の普及及び実用化をいうものとすること。

（第二条及び別表関係）

第三　基本方針

一　政府は、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとすること。

二　基本方針には、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項等を定めるものとすること。

三　内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

（第三条関係）

第四　特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例

特定国立研究開発法人の主務大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十三条第二項及び第三項に規定する場合のほか、特定国立研究開発法人の長（以下「法人の長」という。）の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その法人の長を解任することができるものとすること。

（第四条関係）

第五　中長期目標等に関する特例

特定国立研究開発法人の主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により、中長期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、基本方針に基づかなければならないものとするとともに、特定国立研究開発法人の中長期目標及び業務の実績に関する評価等の特例について定めるものとすること。

（第五条関係）

第六　役職員の報酬、給与等の特例等

特定国立研究開発法人に係る役職員の報酬、給与に関する特例を設けるため、所要の読替えを定めることとするとともに、専ら研究開発に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとすること。　（第六条関係）

第七　主務大臣の要求

特定国立研究開発法人の主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図るため、当該知見に関する研究開発その他の対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとすること。　（第七条関係）

第八　特定国立研究開発法人による研究開発等の特性への配慮

政府は、通則法第三十五条の七の規定による中長期目標の期間の終了時の検討その他通則法及び個別法（通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）の運用に当たっては、その研究開発が国際的な競

争の下で行われていることその他の特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならないものとすること。（第八条関係）

第九　附則

一　施行期日

この法律は、平成二十八年十月一日から施行するものとすること。ただし、二の規定は、公布の日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二　準備行為等

1　第三の一の規定による基本方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができるものとすること。（附則第二条関係）

2　第二の一に掲げる国立研究開発法人の中長期目標の変更（基本方針に適合するため及び第五の規定により読み替えて適用する通則法第三十五条の四第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る。）については、この法律の施行前においても、総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くことができるものとすること。（附則第三条関係）

三　検討

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、特定国立研究開発法人に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第五条関係）

四　内閣府設置法について、所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第六条関係）